平成２９年（フ）第５２６５号
東京都文京区大塚５丁目17―１―703
破産者　阿部　　恵
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３４９号
東京都多摩市和田363―１―101
破産者　山路　貴志
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４２５号
東京都江東区東雲１丁目９―21―1202
破産者　長堀　　敦
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４５７号
東京都杉並区下井草１丁目25―８―202
破産者　赤星　富美
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６６２号
埼玉県さいたま市大宮区天沼町２丁目698番地２
破産者　テラダ・インフォメーション・システムズ株式会社
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６６３号
東京都杉並区井草３丁目26―６　コーポ三木Ｂ102
破産者　寺田　　寿
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６６５号
東京都杉並区下高井戸１丁目17番17号　渡辺ビル403
破産者　Ｍ２プランニング合同会社
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６６６号
東京都杉並区下高井戸１丁目17―17―403
破産者　寺田　正孝
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６９６号
東京都西東京市保谷町５丁目６番21号
破産者　株式会社Ｍ・Ｋ・Ｓ
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６９７号
東京都西東京市保谷町５丁目６―21―507、開始決定時の住所東京都西東京市保谷町５丁目６―21―302
破産者　三國　奉博
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７２５号
東京都府中市住吉町４丁目55番地の８
破産者　株式会社力建
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７２６号
東京都府中市西府町２丁目８―７―301
破産者　横沢　　力
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８８９号
東京都港区赤坂３丁目11―14―712号
破産者　株式会社オリオン
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８９０号
東京都大田区池上６丁目29―８―304
破産者　金　　盈男
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９１８号
東京都千代田区神田和泉町１―３―３　タイワビル５Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田和泉町１番地３
破産者　株式会社ＴＯＫＹＯ　ＴＲＡＤＩＮＧ
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９１９号
東京都千代田区神田和泉町１―３―３　タイワビル５Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田和泉町１番地３
破産者　ＢＬＵＥ　ＴＨＥ　ＯＣＥＡＮ株式会社
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９２０号
東京都葛飾区新小岩２丁目14―14―503
破産者　片岡　美志
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９２１号
東京都江東区亀戸７丁目67―２―416
破産者　佐藤　邦裕
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９３０号
東京都港区麻布台２―１―２―203
破産者　株式会社プラウド
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９４４号
埼玉県和光市白子３丁目５番47号
破産者　株式会社エスピーアート
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９４５号
埼玉県和光市白子３丁目35―５―304
破産者　池田　雅通
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部